

第47回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和2年12月18日 金曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 伊藤 松雄

(2) 議事事項

- ① 石川県のさんま、まあじ及びまいわしの令和3管理年度における数量の決定及び公表について（諮問）
- ② 知事許可漁業の更新について（ごち網漁業・小型まき網（このしろ）漁業）
 - i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）
 - ii 許可等の取扱方針の制定について
- ③ 遊休許可制度の漁業法改正への対応について
- ④ 令和2年資源評価について
- ⑤ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
- ⑥ 11月の許認可実績について
- ⑦ その他

(3) 通知を發した年月日 令和2年12月11日

3. 出席者

出席委員（12名）

会長代理	釜親 一雄	委員	稲村 幸雄
委員	志幸 松栄	〃	北橋 行夫
〃	勝木 省司	〃	中村 浩二
〃	坂下 優	〃	中村 明子
〃	新谷 栄作	〃	西崎 松雄
〃	杉野 哲也	〃	小川 英樹

欠席委員（3名）

会長	伊藤 松雄	委員	中谷 英明
委員	土倉 修		

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、島田主任技師
水産総合センター海洋資源部 武澤技師
事務局 福嶋局長、大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

- (1) 石川県のさんま、まあじ及びまいわしの令和3管理年度における数量の決定及び公表について（諮問・答申）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料1参照）
- (2) 知事許可漁業の更新について（ごち網漁業・小型まき網（このしろ）漁業）
 - ① 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問・答申）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料2参照）

②許可等の取扱方針の制定について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。

(資料2-1、資料2-2参照)

- (3) 遊休許可制度の漁業法改正への対応について
水産課からの説明を了承した。(資料3参照)
- (4) 令和2年資源評価について
水産総合センターから説明を受けた。(資料4参照)
- (5) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
事務局から報告を受けた。(資料5参照)
- (6) 11月の許認可実績について
水産課から報告を受けた。(資料6参照)
- (7) その他

6. 委員会終了時間 午後2時30分

第 47 回海区漁業調整委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長

定刻となりましたので、ただ今から第 47 回石川海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、伊藤会長、中谷委員、土倉委員から欠席の連絡を受けております。

伊藤会長におかれましては、舩倉島の方へ漁に行っておられましたが、時化が続きましてこちらに戻れないとのことで欠席の連絡をいただきました。

このため、議事の進行の方は、釜親会長代理にお願いしたいと思っておりますので、ご挨拶をお願いします。

釜 親 会 長 代 理

どうも皆様、寒い中、ご苦勞様でございます。

本日は、今年の最後の委員会となります。今年はコロナで始まりコロナで終わったような1年でした。

なお、今日は議題も沢山ありますので、早速、委員会を開催したいと思っております。

委員の皆様には、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

福 嶋 局 長

ありがとうございました。

議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。

最初に次第、次に資料-1「石川県のさんま、まあじ及びまいわしの令和3管理年度における数量の決定及び公表について（諮問）」、資料-2「知事許可漁業の更新について（ごち網・小型まき網（このしろ）漁業）①制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示について（諮問）、②許可等の取扱方針の制定について」、資料-3「遊休許可制度の漁業法改正への対応について」、資料-4「令和2年資源評価について」、資料-5「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について」、資料-6「11月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。

以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。

それでは釜親会長代理、議事の進行をお願いします。

釜 親 会 長 代 理

はい。本日の議事録署名人を「志幸委員」と「中村明子委員」にお願いします。

[両委員了承]

釜 親 会 長 代 理

では、議題1「石川県のさんま、まあじ及びまいわしの令和3管理年度における数量の決定及び公表」について知事より諮問がきておりますので事務局からお願いします。

大 内 局 次 長

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

水産課の島田です。資料の1の2ページ目以降からの説明をしていきたいと思えます。

また、7ページに参考と書いてある以降が、石川県資源管理方針で、前回の海区漁業調整委員会で諮問し答申を受けた内容となります。

今、事務局の方から読み上げましたとおり、2ページの参考にありますけれども、漁業法第16条2項に都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとしております。では、3ページ目の別紙と書かれたものをご覧下さい。

石川県のさんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における数量配分について、概要ですが、先程説明しました、参考とある石川県資源管理方針において、TAC魚種を含むその他魚種についての基本方針について規定されております。

この中では、このような管理をするという、いわば骨組みの部分が記載されております。数字については、先月の海区漁業調整委員会で説明しましたが、別途、管理が始まる前に、国から通知がございまして、それについて別に定めまして、公表するという手続きになります。

今回、4月から管理が開始となるさんま、まあじ、まいわしの3魚種について、配分数量の通知がありましたので、県内の管理数量を定めて公表したいと思えます。

表にありますけれども、現行では、さんま、まあじ、まいわしについて、さんまが一、まあじが若干、まいわしが19,000トンと書いてございますけれども、今回、さんま、まあじについては、現行水準(若干)の配分がありまして、まいわしについては、16,800トンということになっております。また、さば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定することとなっております、同じような形で国から通知がありますので、その都度、対処していきたいと思えます。

続きまして4ページのまいわしTACの県内配分になりますけれども、方法につきましては、13ページの別紙1-3のまいわし対馬暖流系群にも書いてありますとおり、TACの2割程度を県の留保枠とすることとなっております、(2)で留保枠を除いた過去直近3年間の漁獲実績の比率に基づいて漁業種類別に配分するというようにしております。また、来遊状況に応じて不足が生じた場合には、留保枠の方から配分すると決めております。

これに基づいて配分しますと、黒の太字四角で囲ってありますけれども、石川県全体で16,800トン、うち留保枠が2,500トン、中型まき網の方で4,300トン、その他(定置漁業等)については10,000トンという配分になります。

また、3の管理年度途中における配分の基準ですけれども、先程言いましたように、まいわしの資源は、来遊状況によって非常に年変動が大きいものでございまして、突発的に入った場合に、過不足なく追加配分ができるように、また、柔軟に配分ができるように海区委員会の方で、配分の基準を定めまして、速やかに出せる形を取りたいと思っております。

本県で漁獲されるまいわしは中型まき網で6月に入り始めて7、8月がピークで、その他、定置漁業については、これも年によってバラつきがありますが3～5月が主漁期という状況になっております。

それで、この資源については、先程もご説明したように、年によって漁場の偏りというのが非常にあるので、大量入網が続きますと、漁獲抑制をしながらも漁獲量が積み上がる可能性がある場合には、県の留保枠、国の留保枠及び他県からの譲渡による漁獲可能量の追加により対応したいと思っております。

なお、追加した漁獲量の配分というのは、追加時期に応じて中型まき網、その他（定置漁業等）それぞれの主漁期に対応して、適宜、柔軟に配分することを基本としたいと思っております。

4が最後ですけれども、今後の予定としましては、12月中に県公報に掲載しまして、関係機関へ通知ということをして予定しております。なお、5ページ目に、県の公報案について載せてあります。6ページ目は国からきました通知の文書を付けております。

以上、「石川県のさんま、まあじ及びまいわしの令和3管理年度における数量の決定及び公表」について、ご審議の程、よろしく申し上げます。

釜親会長代理

ただいまの説明について、ご質問等ありませんか。

[質問等無し]

釜親会長代理

質問等、特にないようであれば、知事から諮問のあった「石川県のさんま、まあじ及びまいわしの令和3管理年度における数量の決定及び公表」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

釜親会長代理

では次に、議題2の「知事許可漁業の更新について（ごち網・小型まき網（このしろ）漁業）①制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示」について知事より諮問がきておりますので事務局から申し上げます。

大内局次長

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

引き続き、説明させていただきます。

11月の海区漁業調整委員会でも、17ページのような表をお示ししましたが、今後、1月1日からの各許可の更新の度に、このような制限措置を示すこととしまして、前回の委員会で一の表示で示してなかった表の色塗りをした、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、いわゆる許可の件数と漁業を営む者の資格も加えて公示して許可の手続きを行うという

ことで進めていきたいと思っております。

また、今回、合わせて、申請すべき時期を載せてはいますが、県のホームページ、関係支所の方へご案内して、許可の手続きをしていきたいと思っております。

今回、小型まき網とごち網については、地区別に分けて隻数を示しておりますけれども、合わせて漁業を営む者をみてわかるように、このように地区別にわかるよう示していきたいと思っております。また、表の右側の方に許可の有効期間を示しておりますけれども、小型まき網とごち網は共に、有効期間は5年としたいと思っております。

合わせて、資料2-1、資料2-2については、ごち網漁業と小型まき網漁業の許可等の取扱方針を付けております。従来の取扱方針と内容的には変わっていませんけれども、先の表に合わせて制限措置内容等、ごち網でいえば19ページ目に許可をすべき船舶の数であったり、船舶のトン数等、同じ内容を取扱方針に入れる形としております。また、取扱方針につきましては、関係支所の方に示しまして、周知の方を図ってきたいと思っております。資料2-1、資料2-2については、細かく説明はしませんけれども、従来の取扱方針を見直したのになっております。

以上で、資料2、資料2-1、資料2-2についての説明は終わります。ご審議の程、お願いします。

釜親会長代理

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

北橋委員

質問ではないのですが、このしろの小型まき網については、今回廃業したい旨、なかなか支所から出てくると思います。

島田主任技師

藤田参事の方から、事前にお話を伺っておりまして、今回、なかなか支所分につきましては、そのように手続きをしたいと思っております。

釜親会長代理

この件は、休業の方にも出てきます。
その他、何かありませんか。

[質問等無し]

釜親会長代理

その他に、ないようであれば、(2) 知事許可漁業の更新について①制限措置・許可又は起業の認可をすべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

釜親会長代理

次に、②許可等の取扱方針の制定について水産課より説明をお願いしたいと思っております。

島田主任技師

先ほど、許可等の取扱方針の方も併せて説明してしまいました。

釜親会長代理

それでは、水産課から先ほど併せて説明のありました許可等の取扱方針の制定については、内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

釜親会長代理

では次に、議題3の「遊休許可制度の漁業法改正への対応」について水産課から説明をお願いします。

島田主任技師

それでは、お手元の資料、24ページの資料-3をご覧ください。遊休許可制度の漁業法改正への対応について説明します。

これについては、平成18年度に作った制度になりますけれども、一旦、受給した許可を廃止すると新規許可が困難ということで、操業実態の無い許可を持ち続ける漁業者が増え、許可申請の労力が増加し、また、操業実態の把握が難しくなり、さらに本来、許可の必要な方に承継がしにくいといった状況がございまして、これを、漁協の支所が許可枠を管理する遊休許可制度というものを創設しまして、操業実態が無い許可については、漁協支所が県へ返納させるとともに、その許可枠を管理することで、新規許可や承継をしやすいようにしました。

ただ、この遊休許可による新規許可というのは、随時、許可の交付を行っておりましたが、今程のごち網、このしろまき網のように、新しい漁業法の下では、こういった遊休許可を含む新規の許可というのは、毎回、海区に諮問して、許可枠等を決め公示してから許可申請という手続きを踏むことになり、交付までに時間がかかるということが1点、課題としてあげられます。また、もう1点は、預けている許可が非常に多く、9月現在で、交付している許可は1,922件に対し、遊休している許可が1,709件ありこんなに必要であるかなということがあり、改めて実態をみて整理しなくてはならないのではないかとことです。

これらの対応については、現在、遊休許可制度に基づく実態調査を実施しており、取扱いが県漁協各支所によっても異なることがございますので、適宜、県漁協の各支所を回って、ヒアリングをしながらどのようにすれば良いか検討しているところであります。

今の遊休制度の撤廃は難しいと思っておりますので、いかにこの制度を新しい漁業法の中で、うまく運用できるかということを考えておりますので、来月の委員会で新しい運用方法について説明したいと思っております。

本日は、こういった課題と対応について、イントロ的な説明になりますけれども、説明は以上になります。

釜親会長代理

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

志 幸 委 員

今の会長代理の方が、行政にいた時の課題でしたが、この事務的な問題が、今程、許可の数が3,600件とか言っておられましたけれども、私共が検討していた頃は、5千数百件ありまして、この遊休

許可制度を創るために10年かかったわけです。

神棚に置いてある許可制度を廃止しようと、現場に対応した許可制度にしようと、そうでないと若い人達の漁業の振興にならないということで、やっと、この遊休許可制度というものを創りあげたのです。

聞きたいのは、この遊休許可制度というものを廃止しようということなのですか。もう少し、説明していただきたいのですが。

島田主任技師

今、志幸委員が言われるように、新しい許可がなかなか出ないというところもあって、この制度というものは無くそうとは思っていません。新しい漁業法の中で、今のままでの運用をやろうとすると、ごち網やこのしろまき網のように、毎回、許可の数を公示して、それに基づいて申請ということをやらないといけなくなるので、毎月、海区で新規の許可を審議しなければいけなくなってしまいますので、それを今と同じように、随時、遊休の人が新規で出てくるような場合には、さっと出せるような運用というのを考えていきたいと思っております。

決して、今の制度を無くすということを考えているわけではなくて、新しい漁業法に対応したものにしたいと考えております。

志幸委員

はい。わかりました。

今後の若い人達のために対応したやり方を考えていただきたいと思えます。

事務的にも、簡素化されていくわけですね。

釜親会長代理

事務的にも簡素化していくわけですか。

島田主任技師

今、遊休になったものが、再度許可を受けたいといった時に、今の制度をそのまま運用していくと、毎回、来月の海区で審議しなくればいけなくなりますが、1ヶ月も待たなくても済むように、今の制度に近いものを考えていきたいと思っております。

もちろん、この1,709件という遊休の許可も県漁協各支所と話をしながらどのようにしていくべきかという整理も考えていきたいと思っております。

小川委員

いいですか。

私達も、今は使っていない許可も何枚か持っていますけれども、使う時には戻すのだねということで、これまで同様、いちいち海区に審議しなくても良いわけではないのですか。

島田主任技師

そうですね。

そういう運用にしたいと思っております。

小川委員

私達も、そんな預けた許可が審議されたり、却下されたりということがあって預けたことは無いと思っていたのですが。

坂下委員

本人の承諾さえあれば、やれたのではないのですか。

福 嶋 局 長 誰かに使ってもらいたいと言えば出すという意味ですよね。

小 川 委 員 そういうふうに解釈していたのだがな。

福 嶋 局 長 そういう運用をしていきたいと考えております。

ただ、海区で審議されるまでの間、今のルールと変わってしまうと余りにも待つていただく時間が長くなってしまいますので、許可を出すことは変わらないのですけれども、手続上、1回海区で審議して出しますというのが、説明しないと出せないの、1ヶ月間、やりたくても出来なくて漁期が済んでしまうと大変なので、よりよい運用を法律の中で考えますので、そのご提案をする準備をしていますという意味です。

志 幸 委 員 いいですか。

結局、漁業者の皆様の利便性を図りたいということで、やっていきたいということですね。

いちいち海区で審議していると漁期が終わってしまうということですよ。そういう問題は、アカイカではありましたがけれども。

釜 親 会 長 代 理 はい。私もそう思います。

北 橋 委 員 よろしいですか。

何はともあれ、漁業者が3分の1にまで減ってしまった中で、漁業をやりたい人には、県漁協支所とも連絡を取り合って、速やかに許可が交付されるようお願いします。

釜 親 会 長 代 理 はい。よろしいでしょうか。

それでは、これ以上質問等がなければ、水産課の説明内容を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

釜 親 会 長 代 理 では次に、議題4の「令和2年資源評価」について水産総合センターより説明をお願いします。

武 澤 技 師

水産総合センターの武澤です。25ページ目からの資料-4をご覧ください。令和2年の主要魚種の資源評価について、説明させていただきます。

資料3をご覧ください。1ページ目はTAC魚種とよばれております資源管理の対象魚種、2ページ目はそれ以外の県内主要魚種の資源評価となっています。

1ページ目のレイアウトですが、資料の左枠には資源評価と本県の漁獲状況について、右枠には本県の主要港の漁獲量の推移を示しています。資源評価については資源量と漁獲の強さが適正であるか

どうかで資源を評価しています。

また、2ページについても1ページ目と基本的には同じですが、資源評価については資源動向と水準で分けて評価しています。

それでは魚種毎に順番に説明します。

まず、マアジですが、東シナ海を含む対馬暖流系群の評価となっています。資源の状態としては資源量に対する漁獲の強さは適正と評価されています。

本県の定置網による漁獲量は減少傾向となっておりますが、今年は前年を上回って推移しています。

次に、対馬暖流系のマサバですが、資源量は少なく漁獲の強さは過剰と評価されています。資源量は低水準で、2000年以降、概ね横ばいとなっております。とくに親魚量の水準が低いため、親魚の回復措置が必要とされています。

本県沿岸の漁獲量は冬に好調であり、今年は前年並みで推移しています。

次に、対馬暖流系のマイワシですが、資源量は少ないが漁獲の強さは適正と評価されています。資源量は2004年以降、増加しています。マイワシの資源動向は気象と関係があると考えられており、以前は冬の季節風が強いと資源が増加する傾向にありましたが、近年はこの関係が不明瞭になっています。

本県沿岸の漁獲量は2007年以降増加傾向であり、2018年は1995年以降で最高の約2万4000トンでした。今年はその86%の約1万8500トンとなっています。

次に、スルメイカですが、スルメイカは生まれる時期によって冬季発生系群と秋季発生系群に分けられています。

まず、冬季発生系群ですが、資源量は少なく漁獲の強さが過剰と評価されています。近年、親魚量が急減したことや産卵場の水温が不適になったことなどが原因で資源が悪化しています。

本県沿岸では冬に主に定置網で漁獲されます。漁獲量は資源量よりもむしろ水温の影響を受けて変動しており、2020年は前年を上回りました。

次に、スルメイカの秋季発生系群ですが、資源量は少なく漁獲の強さが過剰と評価されています。親イカから生まれたイカのうちの程度が翌年の資源になるかという指標を再生産成功率と言いますが、この再生産成功率が近年低下する傾向にあり、加えて孵化幼生の分布量も低水準となっております。さらに、外国船の影響もあり、資源悪化が懸念されています。

本県沿岸の漁獲量は低水準で推移していますが、前年および今年の漁獲量は近海に長期に亘り漁場が形成されたため比較的好漁でした。

次に、富山県より西側の日本海海域（A海域）におけるズワイガニについては、資源量に対する漁獲の強さは適正と評価されていま

す。資源量は2008年から2015年に減少し、2016年以降、増加傾向にあります。今年はやや減少しています。

本県の漁獲量については、近年、時化等の影響もありズワイガニ漁期中の出漁回数が減少しており、減少する傾向にあります。

次に2ページ目の県内主要魚種の資源評価をご覧ください。

ブリについては、資源動向は「減少」、水準は「高位」と評価されています。資源量は2006年以降増加し、2014年以降、高水準を維持しています。ブリの漁獲量は全国的に増加していますが、現在の漁獲圧で漁獲しても資源は悪化しないと考えられています。

本県の漁獲量は2000年代に増加し、特にまき網による漁獲が増加しています。なお、今期の定置網による寒ブリ漁の水揚量は前年を上回り過去10年平均を下回ると予想しています。

次に、サワラですが、石川県で漁獲されるサワラは東シナ海系群に位置付けられています。資源動向は「減少」、水準は「高位」と評価されています。資源量は1997年から増加し、2007年以降、高水準を維持しています。以前は東シナ海の漁獲が多くを占めていましたが、近年は東シナ海よりも日本海で漁獲が多くなっており、2015年以降は約8割を日本海での漁獲が占めています。

本県沿岸の漁獲量は2016年に過去最高を記録しましたが、2017年には半減しました。今年につきましては前年を上回って推移しています。

次に、本県ではアマエビと呼ばれているホッコクアカエビですが、資源動向は「横ばい」、水準は「高位」と評価されています。今後も資源量が特に多い卓越年級群が漁獲加入するため、好漁が続く見込みです。

本県の漁獲量は平年並みとなっています。水産総合センターの調査では、2016年生まれの卓越年級群の発生が確認されており、2021年以降も資源的には良好な状態が続くと考えています。

次に、ニギスですが、資源動向は「増加」、水準は「中位」と評価されています。資源水準は、若狭以西では減少傾向ですが、加賀以北では比較的高水準で、増加傾向で推移しています。

本県の漁獲量は横ばいで推移していましたが、直近2年は比較的好漁です。

次に、マダラですが、資源動向は「横ばい」、水準は「高位」と評価されています。資源量は過去最低だった2001年から急増して2005年に過去最高となった後は高水準で概ね横ばいで推移しています。

本県の漁獲量は2000年から2010年に増加して以降、年々の変動はあるものの高水準を維持しています。

次に、ハタハタですが、資源動向は「横ばい」、水準は「中位」と評価されています。資源量の変動は大きいものの概ね横ばいで推移しています。

本県の漁獲量は2009年以降、減少する傾向にあります。石川県のハタハタについては資源評価上、日本海西部系群に分類されていますが、漁獲動向は日本海北部系群に類似しています。

最後に、アカガレイですが資源動向は「減少」、水準は「中位」と評価されています。資源水準は2004年以降、上昇傾向にありましたが、近年は減少傾向となっています。

本県の漁獲量は2014年以降、出漁隻数の減少により減少する傾向にあります。

以上で主要魚種の資源評価の説明を終わります。

続きまして、底曳網漁業および今漁期のズワイガニ漁について報告させていただきます。資料3の3ページ目をご覧ください。

底曳網漁業の状況としまして、1番目に水揚重量と水揚金額の推移、2番目に出漁回数と出漁当たりの水揚金額、3番目に出漁当たりの魚種別水揚金額について説明させていただきます。

さらに、今漁期のズワイガニ漁としまして、4番目にズワイガニの水揚重量と出漁回数、5番目にズワイガニの出漁当たりの水揚げについて説明させていただきます。

まず、1番目の水揚重量と水揚金額の推移ですが、右のグラフをご覧ください。水揚重量は2009年以降主にハタハタの減少にともない減少しています。折れ線で示した水揚金額は2014年まで減少傾向でしたが、2015年以降はアマエビとズワイガニなどの金額上昇により持直しました。しかしながら、今年には主要な魚種の水揚重量が全般的に減少したことから昨年を下回って推移しています。

次に、出漁回数と出漁当たりの水揚金額ですが、棒グラフで示した出漁回数は2006年以降、減少しており、今年11月末時点では7,220回（席日）でした。出漁回数の減少には漁船隻数の減少や時化の影響が大きく影響していると考えられます。折れ線で示した1回出漁当たりの水揚金額は2004年以降増加傾向にあります。今年にはズワイガニ・コウバコの単価が年々上昇している影響で、昨年よりは増加しました。

出漁当たりの魚種別水揚金額ですが、今年の出漁当たりの水揚金額を過去10年平均と比較しました。カレイ類ハタハタの出漁当たりの水揚金額は減少しましたが、アカガレイ・アマエビ・ズワイガニ・コウバコ・ニギスの金額は増加しました。特に、アマエビズワイガニ・コウバコで大きく増加しており、それらに対する依存度が高まっています。ズワイガニ・コウバコについては、単価上昇が金額の増加に寄与しています。

次に、ズワイガニの状況として、11月のズワイガニの水揚重量と出漁回数になります。棒グラフで示した出漁回数は年々の変動はあるものの減少する傾向にあります。折れ線で示した雄ガニと雌ガニの水揚量は減少傾向にあり、2014年に一旦増加したものの2015年以降、再び減少する傾向にあります。今年については、昨年並みの水揚量となっています。出漁回数と水揚重量の間には正の相関が

あり、水揚重量の増減は主として出漁回数の増減によるものです。

最後に、ズワイガニの出漁当たりの水揚重量です。青色の折れ線で示した雄ガニの出漁当たりの重量については減少傾向にありましたが、2016年以降、増加傾向となっています。赤色の折れ線で示した雌ガニの重量は2015年以降、横ばいとなっています。近年、ズワイガニ・コウバコの単価上昇にともない、出漁当たりの水揚金額も増加傾向にあります。棒グラフで示していますように、今年は1回出漁当たり約125万円と高水準を維持しています。

以上で水産総合センターの資料説明を終わります。

釜親会長代理

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

釜親会長代理

では次に、議題5の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

事務局の大内です。資料-5をご覧ください。

12月9日、13時30分から農林水産省8階の水産庁中央会議室において「第36回日本海・九州西広域漁業調整委員会」が開催され、志幸委員が県水産総合センターの会議室にウェブ会議で出席しましたので、その結果概要を説明します。

まず、議事(1)広域魚種の資源管理について水産資源研究所より説明がありました。

1の部会における取組、これは複数県をまたがる資源管理ですが、日本海の北部海域ではスケトウダラ、マガレイ、ハタハタ、日本海西部会ではアカガレイ、ズワイガニ、九州西部会では有明海ガザミ、トラフグ、マチ類が取り組まれている旨の説明がありました。

2のトラフグについては、資源水準は低位、資源動向は減少ということで、今後、産卵場や育成場の保護、未成魚の漁獲抑制や種苗放流の高度化、特定の年齢に偏らない資源管理の取り組みが必要との説明がありました。

3の日本海におけるベニズワイガニについては、大臣管理分の資源水準は低位、資源動向は減少、知事管理分の資源水準は高位、資源動向は増加、全体の資源水準は低位、資源動向は減少ということで、今後、資源を増加させるためIQ管理等の公的管理に加えて、保護区の設定、小型化ガニの保護等の自主的管理も重要との説明がありました。

4の日本海西部・九州西海域のマアジ、マサバ、マイワシについては、マアジは、徐々に親魚量が増加、マサバは、徐々に親魚量が減少、マイワシは、2004年から資源量が増加傾向との説明がありました。

次に(2)太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について水産庁より説明がありました。

内容は、当該の委員会指示については、改正漁業法の施行に伴い条文の移行に合わせて修正すること。また、漁獲成績報告は、法に基づく報告が規定されたために削除された旨の説明がありました。

次に（３）国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について水産庁より説明がありました。

本件（日本海西部会で取り組んでいるアカガレイ、ズワイガニの資源管理に係る山陰沖での漁場整備事業）については、特段の異議がなかったため、「当委員会として異存はない旨」を農林水産大臣への回答することと決しました。

最後に、（４）その他で、水産庁より①改正漁業法の施行についてと②令和３年度資源管理関係予算について説明がなされた後に、水産庁より石川海区提出の「日本海における資源管理の推進と操業の安全安心の確保」についての要旨説明がありました。

志幸委員から、中国の大型漁船による不法操業を許してはならず、日本海のスルメイカ資源が枯渇しないように、環日本海全体で資源管理を推進してほしい。また、安全で安心できる漁場の確保なくして漁業後継者は育たない旨を発言がなされました。

また、那覇地区代表の山内委員からは、尖閣諸島でも武装した中国船が航行しており、漁業者の脅威となっているため、漁業者が安心して操業できるようにしてほしい旨の発言がありました。

これらの意見を受けて、水産庁の廣野課長からは、海上保安庁と連携して漁業者が安心して操業できるように尽力していく、また、予算の確保もしていく旨の回答がありました。以上でございます。

釜親会長代理

志幸委員におかれては、お忙しい中、広域漁業調整委員会の出席ご苦勞様でした。

志幸委員から何か補足説明がありましたら、お願いします。

志 幸 委 員

私が感じたことを述べます。

今回は、有意義な会議であったなと思いますし、大和堆の取締りの予算についても事務局から説明があったように確保していくとの説明がありました。

那覇地区代表の山内委員が述べられた尖閣諸島における中国船の問題も大和堆の問題と一緒にやってほしいという発言でした。

それに対する水産庁の回答は、予算も計上して外国漁船の問題、資源管理の対応などしっかりと取り組んでいくとのことでした。

それともう１点、このフロンティア漁場整備事業ですけれども、隠岐諸島周辺での漁場整備については、アカガレイやカニの魚礁を設置していくということですが、この魚礁設置というのは石川県も手を上げてやっていかなくてはならないのではないかなと思います。以上です。

釜親会長代理

どうもありがとうございました。

ただいま、志幸委員からの説明もありましたが、何か併せて、ご

質問等はございますか。

武 田 次 長 よろしいですか。

釜 親 会 長 代 理 はい。

武 田 次 長 質問ではないのですけれども、志幸委員から魚礁の話がありました。
県の方でも、フロンティア漁場整備事業という位置づけではないのですけれども、魚礁の設置事業ですとか藻場の造成事業しております、今やっている議会の中で、清水議員から藻場の整備ということで質問をされましたけれども、しっかりやってほしいという意見もありましたので、水産課としても魚礁、藻場の整備というものはしっかりやっていきたいと考えております。

釜 親 会 長 代 理 はい。どうもありがとうございます。

釜 親 会 長 代 理 では次に、議題6「11月の許認可実績について」水産課より説明をお願いします。

沢 田 課 長 補 佐 水産課の沢田です。それでは、資料-6の11月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。

[資料6に基づき説明]

釜 親 会 長 代 理 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

釜 親 会 長 代 理 それでは、「その他」で何かございますか。

[意見等無し]

釜 親 会 長 代 理 それでは、事務局からありますか。

大 内 局 次 長 次回は、1月22日（金）、13時30分から県庁の会議室11階1109会議室で開催したいと思います。

釜 親 会 長 代 理 皆様、よろしいですか。

[全員了承]

釜 親 会 長 代 理 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。
ご苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会長代理 _____

署名委員 _____

署名委員 _____